

地域ルールの可能性

～ 地域特性・価値の創出及び向上を目指して ～

高橋 香菜

Kana Takahashi

早稲田大学

社会科学部社会科学科

今、全国各地で地元まちづくり組織をはじめ様々なアクターによる意欲的なまちづくり活動が行われている。まちづくり3法改正、全国各地でのTMO設立、景観行政団体の設置、また行政と共に協働まちづくりを行う地域増えている今、まちづくりにおいて「組織」づくりの段階は過ぎ、次なる課題は「どのような事業を、いかに資金調達し、多様なステークホルダーの意見を同合意形成し、まちづくりを継続的に進めていくか」という「運営」の仕組みにシフトしてきているのではないだろうか。

しかしながら、現在は少数のまちづくり成功事例の背景にあった戦略ビジョンや問題解決法等が深く考慮されないまま表面的に成功事例を模倣する地域や、どの地域でも行われているような単発のイベント事業、空き店舗対策を短期的に行い頓挫する地域もあるのではないか。

そこで、運営の時代のまちづくりには、地域固有の歴史・文化等を背景にした地域特性・価値を地域による十分な議論の中から発見し、こうした「地域らしさ」を守り、発展させていくために何が必要かという戦略的な将来ビジョンが必要となる。

そのため本稿では、「地域らしさ」に応じたまちづくりの基盤となる「地域ルール」策定・運用を提唱する。手法として、地域ルールの定義、地区計画等の既存法体系との比較、全国の地域ルール事例の比較検討を通して、望ましい地域ルール策定・運用のあり方を示したい。

1 | はじめに

近年、全国各地において地元まちづくり組織やまちづくりNPO、TMO等による地域主導のまちづくりが行われている。これは、従来の行政による一律施策に替わり、行政が担ってきた「公共性」は本来地域も担うべきであるという発想から生まれたローカルまちづくりの挑戦である。

そこで、このように各地でまちづくりの母体となる意欲的な組織が立ち上がってきている現状の課題は、「まちづくり組織がどのような理念の下で実際のまちづくり活動を行うか」ではないだろうか。組織が確立していても、地域固有の特性・価値を十分に考慮しないまま、目先のシャッター通り・空き店舗問題をどうするか、まちづくり資金をどう稼ぐか、来街者を増やすかといった短期的な目標しか視野に入れずに、少数のまちづくり先進事例を表面的に模倣することは危険である。一見成功している他地域の事例に飛びつくのではなく、その裏にあった戦略、どのような障壁をいかに乗り越えてきたか、その事例はどのようにカスタマイズすれば自地域の特性に合うのかを考慮しなければならない。

そこで、独自アイデアによってまちづくりを行う場合も、他事例を参考にする場合も、まずは自地域の歴史的背景・固有の文化・将来ビジョンを地域で十分に議論した上で個々のまちづくり活動を展開していく必要がある。

各地域の持つ特性・価値を見出し、それに応じてまちづくりにきめ細かに対応していくことこそが、行政の担う公共が一律・平等に公益に資する施策をしなければならない一方、それを補完するかたちで民間が担うべきまちづくりの「公共性」である。

以上から、地域が公共性を担ったまちづくりを行うための基盤となる「地域らしさ」について地域が合意形成をしたアウトプットとしての「地域ルール」策定・運用を提唱する。次章以降では、「地域らしさ」を生かしたまちづくりの具体的なアプローチのひとつとして地域特性

にあった景観まちづくり事例を紹介した上で、地域ルールの定義、各地域ルール事例の分析を通し、地域ルール策定・運用の望ましいあり方を提示する。

2 | 「地域らしさ」を体現する景観まちづくりとは

まちづくりにおいて、また社会的意義としての景観とは何だろうか。景観とはどのように地域に貢献し、まちづくりにおいてその効果を発揮するだろうか。

例えば現在の日本のまちづくりの課題として中心市街地の衰退がある。中心市街地問題と聞くと、まちづくりの専門家ではない一般の人々は、具体的な数値・統計よりも、自分たちの街に「ほとんど人が歩いていない。そもそも快適に歩ける魅力や回遊性のある空間がない」、「商店街がシャッター通りになっている」、「原色の看板や高層ビル・マンションが乱立している」、「ゴミが多い、緑が少ない」というように頭の中でイメージとしてその街の風景が思い浮かぶのではないだろうか。もちろん表面上賑わっている街は、その裏に組織や事業の複雑な仕組みや乗り越えるべき様々な課題を持っているだろう。しかし、地域の目指す様々なビジョンや取り決めも、各人の頭の中にはまず「このような街であってほしい」という視覚としてのイメージがあり、その後具体的な組織・体制・事業を考え、様々な仕組みが再び街の風景・景観として現われていく。

また、景観とは単に表面上の街並みが整備・美化されることだけではない。地域の景観・イメージを考えることは、地域の歴史・伝統・固有の文化を背景にして地域固有の特性を発見し、さらに現状の課題を認識した上で、目指すべきイメージ・ビジョンを話し合い共有することに繋がる。そして、その過程で生まれた地域内の連携は、その後の様々なまちづくり活動の基盤となる。ここでは、景観形成という観点から商店街活性化等のまちづくりを行っている地域は数多くあるが、ここでその中の3事例を簡単に挙げておきたい。

(1) 横浜・元町

全国的に魅力ある強い個店の集まる商店街として有名

な元町商店街は、各店舗がばらばらに独立して商業を営んでいるのではなく、全店舗が商店街の組合に参加している。洗練された統一感ある街並みを目指し、一直線の車道をS字に蛇行させ、路面を石畳にするといったハード整備を行うとともに、全店舗が街の景観形成のために店舗のファサードや看板のデザインに対して一定の基準を設けた「元町街づくり協定」を遵守し、街の賑わいに対し優れた景観形成という付加価値によって貢献している。

（２）滋賀・長浜市

長浜は、80年代に郊外大型店の進出により400余りの店舗のうち80店舗が空き店舗となり、まちのシンボルとして親しまれてきた「黒壁銀行」も売り出されることになった。そこで民間企業の有志が共同出資して、長浜市の支援を受け第三セクター方式の「株式会社黒壁」を設立した。関係者間の調査・協議の結果、当時全国になかった本格的なガラス工芸の街にしようというアイディアのもと、当銀行をガラスショップ「黒壁ガラス館」に改装し、空き店舗も外観を統一してガラスショップや工房、美術館等にしていった。この取り組みによって、来街者数が初年度の89年に9万8千人から2002年には210万7千人となった。

（３）岐阜・飛騨古川町

古川町では、1904年の大火によって町全体の9割の家屋等の建造物が炎上した後、「飛騨の匠」と呼ばれる大工達が飛騨建築様式の新町屋を競って建て、現在の新町屋の街並みが形成された。これは、復興時に隣よりも更に優れた建物を建てようという競争意識によって建造物の質が向上されていったことを根底にしつつ、かつ当地域に古くからある「周囲との調和と協調」を意味する「相場（そうば）」の精神が引き継がれたためである。地域内では近隣の街並みとの調和を乱すような建物を建てることは「相場崩し」として忌み嫌われており、「相場」を基に「古川町市街地住環境整備計画」を策定し、各通りに「整備研究委員会」を組織して、伝統的な街並み景観を生かしたまちづくりが行われている。

このように、元町や長浜のように商業と景観形成を結びつけた地域活性化が行われている一方、開発事業者・新たな住民等に対して、伝統的な建造物のようにその街の持つ固有のイメージとしての街並みとの調和を誘導した景観まちづくりを行う飛騨古川のような地域もある。地域活性化と一口に言っても、それぞれの地域の課題、解決のための方法論、最終的な目指すべき「地域活性」のゴールは「地域らしさ」に応じて自ずと異なってくるのである。

3 | 地域ルール of 意義

（１）地域ルールの定義

本論で扱う地域ルールの定義は、「地域に関わる人々（住民・商業者・就業者・来街者・有識者・行政関係者等）によって話し合われた結果としての『地域らしさ』を前提とし、そのための規制・緩和両方を含めた決め事を表し、かつ実際のまちづくりにおいて確実に運用されるルール」である。

地域ルールは、様々なステークホルダーが関わって議論した結果としての「地域らしさ」を明記すると共に、そのために何をすべきか、何を最低限規制し、逆に何を地域として推奨するかについてのネガティブ・ポジティブ両面を兼ね備えたルールとしての指針を示す。

（２）なぜ「地域ルール」が必要か～従来の都市計画法・地区計画等を踏まえて～

従来、地域特性に応じたルールは主に法的拘束性のある地区計画、建築協定、景観計画が挙げられる。これらの性質を踏まえ、なぜこのような既存のルールの他に地域ルールが必要とされる理由を述べたい。

①地区計画

都市計画法に基づき、さらに上乗せする形でその地区の特性に合った良好な環境を整備・保正するために建築物の用途・形態・意匠・高さ・容積率等の制限、公共施設その他の施設配置について具体的に規定したルールであり、策定に際しては地方公共団体と住民とで話し合って計画案を検討し、都市計画決定手続きをとる。地区計

画決定がなされた地区で建築物の新築・増築・改築等を行う事業者は、事前に地方公共団体に届出をする必要がある。

②建築協定

建築基準法に基づき、さらに細かく建築物の敷地・位置・構造・用途・形態・意匠・建築設備に関する基準を表したルールであり、任意の「建築協定運営委員会」が運営していく。策定にあたっては区域内の土地所有者全員の合意が前提であり、その後協定を運用する上での区域・基準・有効期間・違反者への対応について記載した建築協定書を首長に提出し認定を得て成立する。

ただし、あくまで土地所有者の合意による私的契約であり、同基準に違反しても公的な罰則はないため、運営委員会の独自の措置が必要となる。

③景観計画

景観法に基づき、既存の良好な環境の保全、地域の歴史・文化等により地域特性にふさわしい良好な景観の保全、地域間交流の促進に資する良好な景観形成が必要である場合に、景観行政団体（都道府県・中核都市）が建築物の形態・色彩・意匠等に関し規定を行い、その際に住民も提案ができる。景観計画区域内の建築物の新築・改築・増築等を行う事業者は、景観行政団体の長に届出をする必要がある。

以上のルールは法的担保があり、住民の考えを反映し、違反者への対応に関しても、建築協定は公的ではなく任意組織による措置ではあるが徹底されている。

しかし、地区計画等は策定時には住民の意見が取り入れられるが、その後の運用は主に行政の指導・勧告であり、地域のチェックが入りづらいため、時代背景や地域の状況、人々の意識の変化に応じたリアルタイムでの柔軟な対応が行われにくい。また、そもそも地区計画等は一度決定されればそう容易に改正されない性質を持つ。加えて、まちづくりは土地・建物に関するハード面はもちろんソフト面で様々な要素から成っているため、地区計画等の示す事項以外についても言及されたより細かいルールが必要となる。

更に、地区計画等もその方針として「地域らしさ」を示しているが、一般に最低限の禁止を描いた「規制型」のルールとなっている。地区計画等はその一律・平等という公的性質上、私的財産権の観点等から規制をしすぎることに抵抗があるためである。であれば既存法体系に加え、地域特性に応じたきめ細かな「緩和型」のルールが必要である。これは、最低限の禁止ルールを踏まえ、自地域の特性はこうであり、そのために積極的にこのような行為を推奨するというルールである。

こうした実情に応えるように、近年は各地域主導のまちづくり協定がつくられている。法的拘束力のない紳士協定のまちづくり協定は、その分まちづくりの様々な事項に関して具体的に決めていくことができる。また、最近ではまちづくり協定の他に、まちづくり条例や要綱内で間接的に法的担保を付与されているルールもある。このように現在様々な地域主導で地域特性に応じた細かなまちの決め事が積極的に策定されており、地域ルールはこれらを対象とする。

そこで、次章では「地域らしさを生かしたルールづくり」と「ルールを実際のまちづくりにおいて活用しているルール育て」という二つの観点から現状の地域ルール事例を抽出し、望ましい地域ルールのあり方をまとめる。

なお、地域ルールとは本来地域を形成する様々な要素（経済発展・環境・交通・福祉・防災・防犯・文化醸成・景観等）について汎用できるものであるが、ここで扱う地域ルールは、前章で述べた「人々の持つ街への最初のイメージはその風景・景観に現れ、まちづくり活動の集積は最終的に目に見える形で反映される」、「景観を考えることは、同時に目には見えない街の過去の背景・文化という価値や将来のビジョン戦略に繋がる」という点、そして2005年の景観法施行以降全国各地に景観行政団体がつくられ、独自の景観計画や条例を制定し、景観行政団体ではない地域においても地域住民の景観への関心が近年はますます高まってきている点から、独自の景観まちづくりを目指している地域ルールを取り上げる。

4 | 地域ルール of 望ましいあり方

(1) 地域ルール事例【内容】

まず、地域ルールを「地域らしさ」の内容に応じて「資源保全型ルール」、「地域価値創出・継承型ルール」の二通りに分ける。前者は、既に地域内に固有の資源が明確にあり、それを守るためのルールである。後者は、前者のようにはっきりと地域価値を体現する具体的資源はないが、歴史性や文化、まち全体の培ってきた雰囲気等を背景に、ルール策定・運用段階での地域内の話し合いによって価値・特性を見つけ、そのために何が必要かを並行して考えていくルールである。

①資源保全型ルール

川越：川越一番街 町づくり規範

川越では1893年の大火で残った耐火性に優れた蔵が地元商人達に見直され、「小江戸川越」として統一された蔵づくりの街並みが形成された。しかし、1960～70年代には商業の中心が駅前に移り商店街は活気を失い、高層マンション開発が始まった。そこで川越一番街商店街は商店街メンバー、有識者、行政関係者等から成る「街並み委員会」を発足し、88年に「川越一番街 町づくり規範」を策定した。同規範はC.アレグザンダーの提唱する「パタン・ランゲージ」に基づき、具体的な数値ではなく叙情的な文章や簡単なスケッチによってまちの細部に至るまで67の独自基準を設け、固有の蔵文化、緑や神聖な場所の尊重といった周囲との調和を目指した提案型の規範となっている。

真鶴町：真鶴まちづくり条例 美の基準

バブル期に起こった急激なマンション開発に対し、農村・漁村としての穏やかな真鶴の街並みを守るため、自然との調和をベースに、「真鶴の海に夜光虫を蘇らせ、まちに美しく豊かな眺めを創造する」をビジョンにしたルールがつくられた。川越同様「パタン・ランゲージ」を参考にし、8つの原則（場所・格付け・尺度・調和・装飾と芸術・眺め・コミュニティ）を基に「聖なる場所」、「静かな背戸」といった細かな基準が示されている。

当初はうまく機能していたが、2004年にマンション開発事業者が町との協議を通さず神奈川県に直接申請して確認済証を得たため、同条例に反しても事業自体は行えるようになっている。また事業者側は、そもそも同条例は憲法、国・県の各法に抵触しているので正当性が疑わしいとして町との協議を拒んでいる。

②地域価値創出・継承型ルール

銀座：銀座デザインルール

トップブランドや老舗店舗が並ぶ銀座では、品格ある街並みを継承しつつ、新しい良いものや賑わいを促進するものであればどんどん取り入れていこうという気風、「自分たちのルールは、自分たちで話し合って決める」というまちづくりへの考え方から、地元企業組合の銀座通り連合会や自治会、町会、専門家等による「銀座街づくり会議」が街頭アンケートやシンポジウムを基に意見をまとめ、地区計画「銀座ルール」や「銀座街づくりビジョン」を踏まえ、銀座らしさ・各通りの個性・協議を行う上でのチェックリスト等について「銀座デザインルール」を策定した。銀座の先進性を阻害しないため、最低限の基準を定め、後は話し合いによって個別デザインチェックを行い、常にルールが育って変化していくことを志向している。

馬車道：馬車道まちづくり協定

1975年に馬車道商店街協同組合によって「馬車道まちづくり協定」が締結され、馬車道のネーミングとマークの使用、まちづくり事業施工部分に何らかの変更をおよぼす場合、建築物・看板広告物を新たに造る場合や変更する場合に事業者は馬車道商店街内の各商店会から成る「まちづくり委員会」に事前届出をして協議を行っている。また、ベーシックカラーとしての「緑・茶・黒・白」を基にした建物、各店舗への吊り絵看板の積極的な設置推奨により、開港都市の歴史を持つ文明化の街としての文化・個性を活かしたデザインによる魅力的な景観創出を目指している。

③小まとめ

「資源保全型ルール」は、固有の守るべき資源をいかに

守るかということから端を発した話し合いが、単に開発等への対抗策ではなく、地域固有の特性を地域の人々で議論し文言化に至ったという点が評価できる。しかし真鶴の事例から分かるように、ルールが既存の法体系との整合性がとられていないにも関わらず、「お願いレベル」から必ず地域との協議を通すよう規定することは難しく、ルール自体の正当性が疑われてしまう。実際のまちづくりの中でルールを活用していく場合には、既存法体系をきちんと踏まえた上で「地域らしさ」を盛り込んだルールが必要となる。

「地域価値創出・継承ルール」は、ルール策定・運用によって、それまで文言化されていなかった街の雰囲気や要素が言葉になり、それを基に地域が新たに価値を生み出す点で意義がある。だが、地域の協議が開発事業者への「お願いレベル」にとどまってしまう、まちづくり組織を通さずに直接行政とのやり取りを試みる事業者に対する対応策が必要である。

（２）地域ルール事例【協議の仕組み】

次に、策定後のルールを用いた協議の仕組みについて分類する。

①行政委任型ルール

大半のまちづくり条例は、地域の提案を組み入れてルール策定をするものの、開発事業者との事前協議は市長が行い、地域は場合によっては意見を言うことが出来るというように、限定された参加しかできない状態となっている。

②任意の地域協議型ルール

近年、まちづくり協定等では開発事業者が地域との事前協議を行うよう規定し、法的拘束性はないが地元のルールとして暗黙のうちに理解され、実施されている。前述の馬車道のまちづくり協定内の協議もこれに当たる。

③法的効力を有する地域協議型ルール

荏田北二丁目・大口通地区

横浜では活動実績の多い力のある地元まちづくり組織が多数存在し、景観まちづくりに取り組んでいる。そこで横浜市は2005年に市民及び行政が協働して取り組む

地域まちづくりの推進を目的とし、「横浜市地域まちづくり推進条例」を施行した。同条例は、その地域住民等から多数の支持を得ている団体を「地域まちづくり組織」として認定し、まちづくりのプランやルールをつくる段階で専門家派遣制度等の支援をし、同組織の策定するルールを「地域まちづくりルール」として認定している。2008年9月現在、地域まちづくりルールは「荏田北二丁目まちづくり協定」、「大口通地区まちづくり協定」であり、ルール自体は紳士協定だが、ルールを基にした事業者と地域まちづくり組織が行う事前協議について同条例による法的担保がある。

銀座

2006年に「中央区市街地開発指導要綱」の一部が改正され、景観に配慮したまちづくり推進を目的に継続的に検討を行う団体としてデザイン協議会を設置した。同年11月に銀座街づくり会議（地域企業組合の銀座通り連合会・銀座1～8丁目の町内会長・各自治会会長・専門家）内に銀座デザイン協議会が設置され、銀座1～8丁目の範囲で100平方メートル以上の敷地に計画する建築物や工作物は、デザイン協議会との事前協議を必ず行ってから区長との協議を行う仕組みをとっている。デザイン協議会は現行地区計画に基づいて審査を行い、地区計画が及ばない範囲は前述の「銀座デザインルール」を基に個別にデザインチェックを行う。

④小まとめ

銀座の事例のように、地域ルールは既存の地区計画等を踏まえた上で整合性を持ち、かつ既存ルールが扱っていない事項に関して個別に地域特性に応じたチェックをすることが望ましい。また、ルール自体に法的拘束力はなくとも、ルールを用いた地域との事前協議の仕組みに効力を付与するよう条例・要綱内で担保される必要がある。

しかし、中央区地域整備課への電話ヒアリングによれば、このように「地域らしさ」について地域の人々の意見をとりまとめ、ルールを策定し、ルールに基づく持続的なデザインチェックができるまちづくり組織は限られ

ており、銀座以外では今のところ事例がないとのことである。そのため、横浜市地域まちづくり推進条例の専門家派遣制度のような、組織に対する支援の仕組みも検討する必要がある。

5 | まとめ～地域ルールの可能性と課題～

(1) 地域ルール策定・運用理想モデル

以上で挙げた既存の地区計画等の法体系から比較した地域ルールの意義、地域ルール事例の比較検討から、地域ルール策定・運用の望ましいあり方について述べる。

①組織～地域のまちづくり活動のプラットフォームづくり～

地域の様々なステークホルダーの「地域らしさとは何か」という意見交換ができる場によって、誰もが地域の合意形成に参加でき、まちへの意識が高まり、そこから生まれた人脈や結束が景観まちづくり以外の様々なまちづくり事業の基盤となる。

②独自性～地域価値創出・向上によるブランド向上～

地域が「地域らしさ」、「景観」について話し合うことで、地域固有の歴史・文化から地域価値が創出され、かつ価値を高めるための戦略ビジョンが作られ、他地域の模倣でない魅力的な独自のまちづくり・ブランド向上に繋がる。

③公共性～「一律規制ルール」と「価値創造ルール」の併用～

既存の地区計画等の法体系を踏まえることにより整合性を持ちつつ、「地域らしさ」を加えたきめ細かなルールをつくることで、地区計画等の普遍的な最低限のルールを基盤にしつつ、地域事情に柔軟に対応できるルールによる規制・緩和両面でのマネジメントができる。

④行政との連携～行政との協働まちづくり～

行政と共に「地域らしさ」について協議しあい、事業者に対して最初は地域で、次は行政で協議を行い、また地域ルールが行政の条例・要綱等で法的担保を得ること、これらの一連のやり取りを通して最終的に地域と行政が常にお互いの実情を共有した上で協働まちづくりができ

る

⑤協議の仕組み～現場での運用による地域ルール育て～

ルールは普遍的なものではなく、実際に協議の中で活用されることで、時代背景・地域事情・人々の意識の変化を考慮して常にルールが育っていくことができる。

⑥持続性～次世代へのまちづくりの思いの継承と人材育成～

ルールの中身自体は時代によって変化していても、ルール策定時に考えていた「地域らしさ」とは何だったのか、時代変化の中でも変わらずにある地域のまちづくりの思いやルールの本旨は何であるのかということが次世代に継承されることで、まちづくりやルール育てを通じた地域の人材育成に繋がる。

⑦公開性～他地域へのまちづくりノウハウの水平展開～

ルールの内容や協議が地域内外で公開されることで、誰もがルール育てに関する意見を言うことができるとともに、他地域との情報交換を参考にしてさらに地域ルールが育つ。

(2) 地域ルールの課題

ルール策定・運用にあたってはまちづくり組織の「組織力」、「運営能力」が課題となってくる。地域ルールは策定に至るまでに「地域らしさ」を汲み取るための地道なアンケート、シンポジウム開催、協議、さらに様々なステークホルダーの意見の調整をしてルールにまとめあげることに膨大な時間と労力が必要である。また、ルール運用にあたっては常に様々な新しい案件に対し継続的に個別デザインチェックを行う必要があり、終わることがない。しかし、理想のあり方として前述した7つの要素についてはあくまで理念として念頭においた上で、実際の運用に関してはそれぞれ個々の地域事情、実現可能な範囲・レベルに合わせてカスタマイズして行う形が良い。

また、遂行できる組織や人材がないことに対し、他地域成功事例の表面的な活動実績ではなく、その背景・戦略をよく学ぶ必要がある。成功事例の紹介は地域のキーパーソンの存在が大きく、彼らの成功体験がよく語られ

るが、「自分の地域にあのような人はいないから出来ない」ではなく、彼らから最大限のことを学び、かつ彼らも成功事例の伝道者として他地域に入っていくことが理想的である。地域は個別に閉じているものではなく、事例・ノウハウに加えて人同士が繋がっていくことが必要である。

(3) まとめ

地域に対する様々な思いをアウトプットした地域ルールは、目に見える街の風景を考えるという日常レベルの

ことから始まり、絶え間ない地域価値へのまなざし、話し合い、デザインチェック等が必要である。しかし、その過程で生まれた組織、「地域らしさ」、将来ビジョンは、最終的には景観のみにとどまらず、地域の様々なまちづくり活動の基盤となる可能性を持つ。遠回りではあるが、多様なまちづくりに持続的に取り組むにあたり、地域ルールはまちづくりがその理念、ビジョン、手法に迷ったときに立ち返ることのできる地域固有の財産となるはずである。

【参考文献】

- ・藤川真行「街づくりルール形成の実践ノウハウー市町村における街づくりの法政策ー」ぎょうせい 2008年
- ・小林重敬「条例による総合的まちづくり」学芸出版社 2002年
- ・鶴野礼子「元気な商店街7つの秘訣」ダイヤモンド社 2003年
- ・矢作弘・瀬田史彦 編「中心市街地活性化三法改正とまちづくり」学芸出版社 2006年
- ・五十嵐敬喜・野口和雄・池上修一著「いきづく町をつくる美の条例 真鶴町一万人の選択」学芸出版社 1996年
- ・C.アレグザンダー他「パタン・ランゲージー環境設計の手引きー」鹿島出版会 1984年
- ・社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会 第8回次世代参加型まちづくり方策小委員会議事録（2003年12月1日）
- ・機関紙「Crec中部開発センター」『相場（そうば）を守る伝統が息づくまちづくりのカリスマ（飛騨古川町）』（2006年9月号）
- ・月間「地域開発」『危機に瀕する真鶴町 美の条例』（2005年10月号）
- ・銀座地区 地区計画
- ・地区計画「銀座ルール」
- ・中央区市街地開発事業指導要綱
- ・銀座デザインルール
- ・横浜市景観計画
- ・横浜市街づくり協議要綱
- ・元町地区 地区計画（横浜市中区石川町及び元町）
- ・元町仲通り街並み誘導地区 地区計画（横浜市中区元町・山手町）
- ・元町街づくり協定
- ・関内地区 都市景観協議地区
- ・馬車道地区 地区計画
- ・馬車道まちづくり協定
- ・川越一番街 町づくり規範
- ・真鶴まちづくり条例 美の基準
- ・横浜市地域まちづくり推進条例
- ・大口通地区まちづくり協定
- ・荏田北二丁目まちづくり協定
- ・銀座街づくり会議 (<http://www.ginza.jp/ga-tpc/>)
- ・中央区 銀座デザイン協議会 (<http://www.city.chuo.lg.jp/kurasi/kentiku/tosirurru/ginzarurru/ginzadesign/index.html>)
- ・横浜市 都市整備局 (<http://www.city.yokohama.jp/me/toshi/>)
- ・川越一番街商店街 (<http://www.kawagoe.com/ichibangai/index.html>)
- ・(財)日航財団 景観によるまちづくり (<http://www.jal-foundation.or.jp/007keika/012keikama/007keika012keikama.htm>)
- ・(財)都市みらい推進機構 (http://www.toshimirai.jp/machidukuri/t15_yonban.html)